第十二条第二項第一号イ中「百十八万五千六百円」を「百十八万三千二百円」に改め、同号ロ中「九十四万九千二百円」を「九十四万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十二万四千円」を「百五十二万四百円」に改め、同号ロ中「百二十二万四百円」を「百二十一万五千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十九万三千二百円」を「三百七十八万円」に改め、同号ロ中「三百三万三千六百円」を「三百二万四千円」に改め、同号ハ中「二百二十七万六千四百円」を「二百二十六万八千四百円」に改め、同項第二号イ中「四百八十七万六千八百円」を「四百八十六万円」に改め、同号ロ中「三百九十万千二百円」を「三百八十八万八千円」に改め、同号ハ中「二百九十二万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百二十万円」を「三千三百十万円」に改め、同号ロ中「二千四百九十万五千円」を「二千四百八十万円」に改め、同項第二号中「四千二百七十万円」を「四千二百五十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十万九千六百円」を「二百七十万円」に改め、同項第二号中「二百十六万七千二百円」を「二百十六万円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十七万円」を「二百三十六万千六百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百十一万円」を「七百八万四千八百円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六万九千六百八十円」を「六万九千五百二十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「二万千五百円」を「二万千四百二十円」に改め、同項第二号中「二万千五百円」を「二万千四百二十円」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第二項中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十万九千六百円」を「二百七十万円」に改め、同項第二号中「二百十六万七千二百円」を「二百十六万円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十四万七千二百円」を「八十四万四千八百円」に改め、同項第二号中「六十七万八千円」を「六十七万五千六百円」に改める。

第十条第五項中「二百三十七万円」を「二百三十六万千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百十一万円」を「七百八万四千八百円」に改める。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十八万五千六百円」を「百十八万三千二百円」に改め、同項第二号中「九十四万九千二百円」を「九十四万五千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百七十九万三千二百円」を「三百七十八万円」に改め、同項第二号中「三百三万三千六百円」を「三百二万四千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十二万円」を「三百三十一万円」に、同項第二号中「二百四十九万五百円」を「二百四十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年三月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

2　平成二十四年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

3　平成二十四年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

4　平成二十四年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部改正）

第三条　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百七十万円」を「四千二百五十万円」に改める。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦